

傍線は削除
太字は改正

収入印紙貼付欄	
1万円未満のもの	非課税
100万円以下のもの	200円
200万円	400円
300万円	1,000円
500万円	2,000円
1,000万円	10,000円
5,000万円	15,000円
1億円	45,000円
5億円	80,000円
10億円	180,000円
50億円	360,000円
50億円を超えるもの	540,000円

工事請負契約書

契約番号 大契乙 第 号

工事名称														
請負代金額				十億							千			円
うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額														
工期	着工期日：平成 年 月 日						完成期限：平成 年 月 日							
工事場所														
保証事項	<input type="checkbox"/> 契約保証金 円						<input type="checkbox"/> 有価証券等							
	<input type="checkbox"/> 金融機関の保証						<input type="checkbox"/> 保証事業会社の保証							
	<input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券						<input type="checkbox"/> 履行保証保険							
	<input type="checkbox"/> 免除													
前払金	<input type="checkbox"/> 約款第35条適用工事						<input type="checkbox"/> 約款第35条適用外工事							
解体工事に要する費用等	<input type="checkbox"/> 建設リサイクル法適用工事						<input type="checkbox"/> 建設リサイクル法適用外工事							
	建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、それぞれ別添書面に記載する。													
	対象建設工事以外の工事の場合には、この項目を適用除外とする。													
その他														

上記の工事について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面記載の各条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 大 阪 市 契 約 担 当 者

大阪市契約管財局長

㊟

請負者 住所又は事務所所在地
受注者 商号又は名称
氏名又は代表者氏名

㊟

(総 則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び請負者(以下
受注者

「乙」という。)は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場又は机上説明書及び現場又は机上説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、その
発注者 受注者
の請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(「施工方法等」という。以下同じ。)
(以下「施工方法等」という。)

については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
受注者

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏ら
受注者
してはならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日
発注者と受注者との間
本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日
支払い
本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、
発注者と受注者との間
設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲
発注者 受注者
は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して
発注者

行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為
受注者 発注者

について当該代表者を通じて行わなければならない。
(法令上の責任)

第2条 乙は、建設業法(昭和24年法律第100号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、その他関係法令の規定のほか、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成18年大阪府条例第16号。以下「コンプライアンス条例」という。)における委託先事業者に係る規定を守らなければならない。

(関連工事の調整)

第3条 甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係る第
発注者 受注者 発注者

三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の
受注者 発注者

調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。
(請負代金内訳書及び工程表)

第4条 乙は、この契約締結後21日以内に設計図書に基
受注者

づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
発注者

2 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。
発注者 受注者

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の二
受注者 いずれか

に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

発注者

(1) 契約保証金の納付
(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実に認める金融機
支払い 発注者

関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に

関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4号において「保証の額」という。)は、一般競争入札においては請負代金額の10分の1以上、指名競争入札、随意契約においては100分の5以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に

受注者

掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負金額の変更があった場合には、一般競争入札に

請負代金額

においては保証の額が変更後の請負代金額の10分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の5に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、

発注者

乙は、保証の額の減額を請求することができる。

受注者

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第

受注者

三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、甲の

発注者

承諾を得た場合は、この限りでない。

注 ただし書の適用については、たとえば、乙が工事に

受注者

係る請負代金債権を担保として資金を借り入れようとする場合(乙が、「下請セーフティネット債務保証事

受注者

業」(平成11年1月28日建設省経振発第8号)により資金を借り入れようとする等の場合)が該当する。

2 乙は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。

受注者

以下同じ。)のうち第14条第2項の規定による検査に合格したもの及び第39条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を

発注者

得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は

受注者

他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第8条 甲又は第10条に定める監督職員は、乙に対して、

発注者

受注者

下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(誓約書の提出)

第8条の2 受注者及び大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、**暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)**又は**同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)**でないことをそれぞれが表明した誓約書を、**発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。**

(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権そ

受注者

の他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事

材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲が

発注者

その工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙が

受注者

発注者 受注者

その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第10条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙

発注者

受注者

に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての乙又は乙の現場代理人

受注者 受注者

に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成した詳細図等の承諾

受注者

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

(4) 関連する2以上の工事における工程等の調整

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分

発注者

担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、乙に通知しなければならない。

受注者

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって甲に到達したも

発注者

のとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第11条 乙は、現場代理人並びに工事現場における工事

受注者

の施工技術上の管理をつかさどる主任技術者（建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は、「監理技術者」とし、同条第3項の規定に該当する場合は、「専任の主任技術者」又は「専任の監理技術者」とする。ただし、当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合には、「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者」とする。以下同じ。）及び専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定め、その氏名その他必要な事項を甲又は監

発注者

督職員に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者又は専門技術者を変更したときも同様とする。

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙

受注者

の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなくかつ、発注者との連絡体制が確保されていると

認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限

4 受注者 第2項

のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に

発注者

通知しなければならない。

4 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門

5

技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第12条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の

受注者

この契約

履行について甲に報告しなければならない。

発注者

(工事関係者に関する措置請求)

第13条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者若し

発注者

くは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理

受注者

由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲又は監督職員は、主任技術者若しくは監理技術者

発注者

又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用して

受注者

いる下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、乙に対

受注者

して、その理由を明示した書面により、交替その他必要な措置をとることを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当

受注者

該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲又は監督職員に通知しな

発注者

なければならない。

4 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適

受注者

当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示

発注者

した書面により、必要な措置をとるべきことを請求す

ることができる。

- 5 **甲**は、前項の規定による請求があったときは、当該**発注者**請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に**乙**に通知しなければならない。

受注者

(工事材料の品質及び検査等)

第14条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するもので監督職員が認めるものとする。

- 2 **乙**は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下**本条**において同じ。)を受けて使用すべきもの

この条

と指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、**当該**検査に直接要する費用は、**乙**の負担とする。

受注者

- 3 **甲**は、工事材料に前項の検査により発見することが

発注者

困難であつた隠れた**かし**があり、使用に適当でないと

瑕疵

認めるときは、**乙**に対して必要な措置を求めることができる。

受注者

- 4 監督職員は、**乙**から第2項の検査を請求されたとき

受注者

は、請求を受けた日から14日以内に応じなければならない。

- 5 **乙**は、工事現場に搬入した工事材料を監督職員の承

受注者

諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

- 6 **乙**は、前項の規定にかかわらず、**第2項**の検査の結果

受注者

果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第15条 **乙**は、設計図書において監督職員の立会いの上

受注者

調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 **乙**は、設計図書において監督職員の立会いの上施工

受注者

するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

- 3 **乙**は、前2項に規定するほか、**甲**が特に必要がある

受注者

発注者

と認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは設計図書に定めるところにより、**当該記録**を整備し、監督職員の請求があつたときは、**当該見本又は工事写真等の記録**当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督職員は、**乙**から第1項又は第2項の立会い又は

受注者

見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から14日以内に応じなければならない。

- 5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく**乙**

受注者

の請求に14日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、**乙**は監督職員に通知した上、当該

受注者

立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、**乙**は、当該工事材料の調合又は当該

受注者

工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、**乙**の負担とする。

受注者

(支給材料及び貸与品)

第16条 **甲**が**乙**に支給する工事材料(以下「支給材料」

発注者 受注者

という。)並びに貸与する建設機械器具及び工事材料(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 **甲**又は監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに

発注者

当たっては、**乙**の立会いの上、**甲**の負担において、当

受注者

発注者

該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、

又は使用に適当でないとき、乙は、その旨
受注者
を直ちに甲又は監督職員に通知しなければならない。

発注者

3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、
受注者
引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を
発注者
提出しなければならない。

4 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当
受注者
該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見する
ことが困難であった隠れたかしがあり使用に適当でな
瑕疵
いと認めるときは、その旨を直ちに甲に通知しなけれ
発注者
ばならない。

5 甲又は監督職員は、乙から第2項後段又は前項の規
発注者 **受注者**
定による通知を受けた場合において、必要があると認め
られるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて
他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料
若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若し
くは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、
当該支給材料若しくは貸与品の使用を乙に請求しなけ
受注者
ればならない。

6 甲は、前項に規定するほか、必要があると認めると
発注者
きは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格
若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更すること
ができる。

7 甲は、前2項の場合において、必要があると認めら
発注者
れるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙
受注者
に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければ
ならない。

8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意を
受注者
持って保管しなければならない。

9 乙は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、
受注者
設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は
貸与品を甲に返還しなければならない。
発注者

10 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅
受注者

失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったと
きは、乙は、甲又は監督職員の指定した期間内に代品
受注者 **発注者**
を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代
えて損害を賠償しなければならない。

11 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に
受注者
明示されていないときは、監督職員の指示に従わな
なければならない。
(工事用地の確保)

第17条 甲は、工事用地その他設計図書において定めら
発注者
れた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」と
いう。）を乙が工事の施工上必要とする日（設計図書に
受注者
特別の定めがあるときは、その定められた日）までに
確保しなければならない。

2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意
受注者
をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等
が不用となった場合において、当該工事用地等に乙が
受注者
所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物そ
他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件
を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙
受注者
は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を
修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければなら
発注者
ない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当な
受注者
期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復
若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わ
発注者 **受注者**

って当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取
片付けを行うことができる。この場合においては、乙
受注者

は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議
発注者
を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若
発注者
しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等
受注者

については、甲が乙の意見を聴いて定める。

発注者 受注者

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第18条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない
受注者

場合において、監督職員がその改造を請求したときは、
当該請求に従わなければならない。この場合において、
当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責

発注者 責め

に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認

発注者

められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は
乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけ

受注者

ればならない。

2 監督職員は、乙が第14条第2項又は第15条第1項
受注者

から第3項までの規定に違反した場合において、必要
があると認められるときは、工事の施工部分を破壊し
て検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分
が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があ
る場合において、必要があると認められるときは、当
該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小

受注者

限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する
費用は乙の負担とする。

受注者

(条件変更等)

第19条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該
受注者 **いずれか**

当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職
員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明及び机上説明等に対する
質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が
定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の
制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工
条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について
予期することができない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたと

き又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、
同項各号

乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。
受注者

ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会

受注者

受注者

いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対し
発注者 受注者

てとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指
示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後21日以内に、
その結果を乙に通知しなければならない。ただし、そ

受注者

の期間内に通知できないやむを得ない理由があるとき
は、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長

受注者

することができる。

4 甲は、前項の調査の結果において第1項の事実が確
発注者

認された場合において、必要があると認められるとき
は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行わ
れた場合において、甲は、必要があると認められると

発注者

きは、工期若しくは請負代金額を変更しなければならない。

(設計図書の変更)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の
発注者

変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することが
受注者

できる。この場合において、甲は、必要があると認め
発注者

られるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は
乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなけれ

受注者

ばならない。

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴
風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、
騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天
災等」という。)であって乙の責に帰することができない

受注者 責め

ものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現
場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと

受注者

認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙
発注者 **受注者**
に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めら
発注者

れるときは、工事の中止内容を乙に通知して、工事の
受注者

全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止さ
発注者

せた場合において、必要があると認められるときは、
工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続
受注者

行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械
器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一
時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を
受注者

及ぼしたときは費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

受注者

第22条 乙は、天候の不良、第3条の規定に基づく関連
受注者

工事の調整への協力その他乙の責に帰すことができな
受注者 責め

い事由により工期内に工事を完成することができない
ときは、その理由を明示した書面により、甲に工期の
発注者

延長変更を請求することができる。

2 **発注者は、前項の規定による請求があった場合にお**
いて、必要があると認められるときは、工期を延長し
なければならない。発注者は、その工期の延長が発注
者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負
代金額について必要と認められる変更を行い、又は受
注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しな
なければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

発注者

第23条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要が
発注者

あるときは、工期の短縮変更を乙に請求することがで
受注者

きる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延
発注者

長すべき場合において、特別の理由があるときは、**延**
長する工期について、通常必要とされる工期に満たな

い工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認めら
発注者

れるときは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼ
受注者

したときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。

発注者と受注者とが協議

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない
場合には、甲が定め、乙に通知する。

発注者 受注者

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴
発注者 受注者

いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が工
受注者 発注者

期の変更事由が生じた日(第22条の場合にあっては、
甲が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあって
発注者

は、乙が工期変更の請求を受けた日)から14日以内に
受注者

協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始
受注者

の日を定め、甲に通知することができる。

発注者

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、甲乙協議して定
発注者と受注者とが協議

める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整
わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

発注者 受注者

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴
発注者 受注者

いて定め、乙に通知するものとする。ただし、請負代
受注者

金額の変更事由が生じた日から14日以内に協議開始
の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定
受注者

め、甲に通知することができる。

発注者

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とし
受注者

た場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費
発注者

用の額については、甲乙協議して定める。

発注者と受注者とが協議

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第 26 条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から

発注者 受注者

12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、**発注者 受注者**

変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき**甲乙協議**
発注者と受注者とが協議
して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知
発注者 受注者
する。

4 第 1 項の規定による請求は、**本条**の規定により請負
この条
代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、**第 1 項**中「請負契約締結の日」とあ
同項
るのは、「直前の**本条**に基づく請負代金額変更の基準と
この条
した日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定によ
発注者 受注者

るほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、
発注者 受注者

請負代金額の変更を請求することができる。

7 **第 5 項及び前項**の場合において、請負代金額の変更
前 2 項
額については、**甲乙協議**して定める。ただし、協議開
発注者と受注者とが協議
始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつて

は、甲が定め、乙に通知する。

発注者 受注者

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、甲が乙
発注者 受注者
の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。

受注者

ただし、甲が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行
発注者

った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲
受注者 発注者
に通知することができる。

（臨機の措置）

第 27 条 乙は、災害防止等のため必要があると認められ
受注者

るときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あ
受注者
らかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとつた措置の内容
受注者
を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置を
受注者
とることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとつ
受注者
た場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が
受注者

請負代金額の範囲において負担することが適当でない
と認められる部分については、甲が負担する。

発注者

（一般的損害）

第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物、検査済
工事材料、支給材料又は貸与品について生じた損害そ
他工事の施工に関して生じた損害（次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、

受注者

その損害（第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責に帰
発注者 責め
すべき事由により生じたものについては、甲が負担す
発注者

る。

(第三者に及ぼした損害)

第 29 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。た

受注者

だし、その損害(第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下**本条**にお

この条

いて同じ。)のうち甲の責に帰すべき事由により生じた

発注者 責め

ものについては、甲が負担する。

発注者

2 前項本文の場合において、その損害が乙の善良な管

受注者

理者の注意義務をもってしても避けることのできない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じたときは、その損害の補償については、甲乙協議してその負担額

発注者と受注者とが協議

を定める。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその

発注者及び受注者は協力

処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責に帰することができないもの

発注者と受注者のいずれの責めにも

(以下**この条**において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、乙は、その事実の発生後直ちにその状況を甲に通知し

受注者

発注者

なければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ち

発注者

に調査を行い、**前項**の損害(乙が善良な管理者の注意

同項

受注者

義務を怠ったことに基づくもの及び第 48 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下**本条**において同じ。)の状況を確認しなけれ

以下この条において「**損害**」という。

ばならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたとき

受注者

きは、損害による費用の負担を甲に請求することがで

発注者

きる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用負担

発注者

受注者

の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの検査済工事材料若しくは建設機械器具であつて第 14 条第 2 項、第 15 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 39 条の第 3 項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等によ

受注者

り確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下**第 6 項**において「**損害合計額**」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。

ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第 31 条 甲は、第 9 条、第 16 条、第 18 条から**第 21 条**

発注者

第 23 条

まで、**第 23 条**、**第 26 条**から**第 28 条**まで、**第 30 条**又

前条

は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、**甲乙協議**して定

発注者と受注者とが協議

める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、**甲**が定め、**乙**に通知する。

発注者 受注者

2 前項の協議開始の日については、**甲**が**乙**の意見を聴

発注者 受注者

いて定め、**乙**に通知しなければならない。ただし、**甲**

受注者

発注者

が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由を生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、**乙**は、協議開始の日を定め、

受注者

甲に通知することができる。

発注者

(検査及び引渡し)

第 32 条 **乙**は、工事を完成したとき (設計図書に定める

受注者

工事用地等の原状回復の完了を含む。) は、その旨を**甲**

発注者

に通知しなければならない。

2 **甲**が検査を行う者として定めた職員 (以下「検査職

発注者

員」という。) は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に**乙**の立会いの上、

受注者

設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を**乙**に通知し

受注者

なければならない。この場合において、検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を**乙**に通知

受注者

して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 **乙**は、前項の検査に立ち会わなかったときは、検査

受注者

の結果について異議を申し立てることができない。

4 第 2 項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、**乙**の負担とする。

受注者

5 **甲**は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した

発注者

後、**乙**が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ち

受注者

に当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

6 **甲**は、**乙**が前項の申出を行わないときは、当該工事

発注者 受注者

目的物の引渡しを請負代金の**支払**の完了と同時に行う

支払い

ことを請求することができる。この場合においては、**乙**は、当該請求に直ちに応じなければならない。

受注者

7 **乙**は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直

受注者

ちに修補して検査職員の検査を受けなければならない。

この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前 6 項の規定を適用する。

(請負代金の**支払**)

支払い

第 33 条 **乙**は前条第 2 項 (同条第 7 項後段の規定によ

受注者

り適用される場合を含む。第 3 項において同じ。) の検査に合格したときは、請負代金の**支払**を請求するこ

支払い

とができる。

2 **甲**は、前項の規定による請求があったときは、請求

発注者

を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 **甲**がその**責**に帰すべき事由により前条第 2 項の期間

発注者 責め

内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間 (以下

この項において「約定期間」という。) の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満したものとみなす。

(部分使用)

第 34 条 **甲**は、第 32 条第 5 項又は第 6 項の規定による

発注者

引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を**乙**

受注者

の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、**甲**は、その使用部分を善良

発注者

な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 **甲**は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一

発注者

発注者

部を使用することによって、乙に損害を及ぼしたとき

受注者

は、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成

受注者

の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託した後「公共工事の前払

発注者

金に関する規則」(昭和28年大阪市規則第32号)に基づき、前払金の支払を甲に請求することができる。

支払い 発注者

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求

発注者

を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、前払金の支払後において、設計図書の変更そ

受注者 支払い

の他理由により、請負代金額を変更した結果、変更後の請負代金額が当初請負代金額の2割以上増加した場合において、その増加した額に既に支払を受けた前払

支払い

金の率を乗じて得た額を追加請求することができる。

4 乙は、前項の変更の結果、変更後の請負代金額が当

受注者

初代金額の2割以上減少した場合において、その減少した額に既に支払を受けた前払金の率を乗じて得た額

支払い

(以下「超過額」という。)を請負代金額が減額された日から30日以内に甲に返還しなければならない。

発注者

5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定める。た

発注者と受注者とが協議

だし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

発注者 受注者

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかつ

発注者 受注者

たときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

支払い

(保証契約の変更)

第36条 乙は、前条第3項の規定により、受領済みの前

受注者

払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合に

支払い

は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

発注者

2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額

受注者

された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

発注者

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行わ

受注者

れた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直

発注者

ちに通知するものとする。

(保証契約の解除)

第37条 乙は、保証契約が解除されたときは、既に支払

受注者

われた前払金の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

発注者

らな

(前払金の使用等)

第38条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機

受注者

械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当しては

支払い

ならない。

(部分払)

第39条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事

受注者

現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第14条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相当する請負代金相当額(以下「出来高金額」という。)の10分の9以内の額について、次項から第8項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ

受注者

め、当該請求に係る出来形部分又は検査済工事材料の確認を甲に請求しなければならない。

発注者

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い当該

確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合

受注者

において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊し

受注者

て検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

受注者

5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲

受注者

は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、出来高金額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が

発注者

整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

発注者

部分払金の額 ≤ 出来高金額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第

前項

6項中「出来高金額」とあるのは「出来高金額から既に部分払の対象となった出来高金額を控除した額」とするものとする。

8 第1項及び前項の規定により部分払の対象となった出来形部分及び検査済工事材料の所有権は、部分払金の支払いにより、乙から甲に移転するものとする。ただし、第32条に規定する工事目的物の引渡し

が完了するまでの保管は乙の責任とし、引渡し完了前に生じた

損害については、第28条の規定を準用する。

(部分引渡し)

第40条 工事目的物については、甲が設計図書において

工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第32条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第6項及び第33条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第33条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分の相応する請負代金の額は、甲乙協議して定める。

ただし、甲が前項の規定により準用される第33条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - 前払金額 / 請負代金額)

部分引渡しに係る請負代金の額は、(前払金等の不払いに対する工事中止)

第41条 乙は、甲が第35条、第39条又は第40条において準用される第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしな

ず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、乙

は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

発注者

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第42条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第43条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第44条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第45条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第46条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第47条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第48条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第49条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第50条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

えるための準備を怠らなければならない。

第51条 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙が工事の続行に備

え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼし

受注者

たときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

瑕疵

第 42 条 甲は、工事目的物にかしがあるときは、乙に対し

発注者

瑕疵

受注者

して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又

瑕疵

は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要でなく、かつ、

瑕疵

その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を

発注者

請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、

瑕疵

第 32 条第 5 項又は第 6 項（第 40 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 2 年（木造の建物の建築工事、設備工事（電気工事、給排水衛生、冷暖房工事等をいう。）、舗装工事及び植栽工事の請負契約の場合は 1 年）以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は

瑕疵 受注者

重大な過失により生じた場合、又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 87 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の侵入に影響のないものを除く。）には、当該請求をすることのできる期間は 10 年とする。

3 甲は、工事目的物が第 1 項のかしにより滅失又はき

発注者

瑕疵

損したときは、第 2 項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

4 第 1 項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指示により生じたもので

発注者

あるときは適用しない。ただし、乙がその材料又は指

受注者

図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

5 乙が、甲の指定する期間内に、かしの修補に応じな

受注者 発注者

瑕疵

いときは、甲は乙に代わりこれを行うことができるも

発注者 受注者

のとし、その費用は乙が負担する。

受注者

(履行遅滞の場合における損害金等)

第 43 条 乙の責に帰すべき事由により工期内に工事を

受注者 責め

完成することができない場合においては、甲は、損害

発注者

金の支払を乙に請求することができる。

支払い 受注者

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 8.25 パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責に帰すべき事由により第 33 条第 2 項（第 40

発注者 責め

条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額

支払い

受注者

につき、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」の規定に基づく遅延利息の支払を甲に請求することが

支払い 発注者

きる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第 43 条の 2 乙は、次の各号の二に該当するときは、甲

受注者

いずれか

発注者

に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の 100

請負代金額

分の 20 に相当する額を、甲の指定する期間内に納付し

発注者

なければならない。この契約が履行された場合において次の各号の二に該当するときは、同様とする。

いずれか

(1) 乙が、この契約について、私的独占の禁止及び公

受注者

正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8

条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等

（独占禁止法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令

（同法第 7 条の 2 第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）又は独占禁止法第 66 条第 4 項の審決

をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定した（確定した納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）とき。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（乙
受注者

以外の者に対するものに限る。）において、独占禁
止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行
為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、乙に独占禁止
受注者

法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為
があったとされた期間及び当該行為の対象となっ
た取引分野が示された場合（この契約が示された場
合を除く。）に、この契約が、当該期間における入
札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該
取引分野に該当するとき。

(4) 乙又は乙の役員若しくは使用人が、この契約につ
受注者 受注者

いて、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又
は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項
第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、
当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、乙がこの契約について行った
受注者

独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反
する行為又は乙若しくは乙の役員若しくは使用人がこ
受注者 受注者

の契約について行った刑法第96条の3に規定する行
為により甲が受けた損害額から前項の規定に基づき納
発注者

付される額を控除して残余の額があるときは、甲は、
発注者

当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

（甲の解除権）

発注者

第44条 甲は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則
発注者

第18号）第61条に定めるもののほか、乙が次の各号
受注者

の一に該当するときは、契約を解除することができる。

いずれか この契約

(1) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎ
ても工事に着手しないとき。

(2) その責に帰すべき事由により工期限内に工事を完

責め

成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を
完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 第11条第1項（専門技術者を除く）に掲げる者
を設置しなかったとき。

(4) 第7条又は第18条の規定に違反したとき。

(5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正
当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基
づく勧告に正当な理由なく従わないとき。

(6) 第1号から前号に掲げる場合のほか、この契約に
違反し、その違反によりこの契約の目的を達するこ
とができないと認められるとき。

(7) 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解
除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合におい
ては、乙は、一般競争入札においては請負代金額の10
受注者

分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の
5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に

発注者

支払わなければならない。

第44条の2 甲は、前条に定めるもののほか、乙（乙
が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの
者。以下本条において同じ。）が次の各号の一に該当
するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法
人である場合は、その法人の役員又はその支店若し
くは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）
を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当
な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。
以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する
団体（以下「暴力団」という。）の構成員（暴対法
第2条第6号に規定するもの。以下「暴力団員」と
いう。）であるとき。

(2) 暴力団員が経営に事実上参加していると認めら
れるとき。

(3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利
益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも
って、暴力団員を利用するなどしていると認められ
るとき。

(4) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、
暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利
益を不当に与えたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難さ
れるような関係を有していると認められるとき。

(6) 役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又
はその他の契約に当たり、その契約相手方が第1
号から前号までに該当する者であることを知りな
がら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において
は、乙は、請負代金額の100分の20に相当する額を
違約金として甲の指定する期間内に支払わなければ
ならない。

3 第44条第2項又は前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第44条の2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前2項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前条第2項又は前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第45条 甲は、工事が完成するまでの間は、第44条第**発注者**

1項及び第44条の2第1項及び第2項の規定による**並びに前条**

か、必要があるときは、**この契約**を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により**この契約**を解除したことにより**発注者**

乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければ**受注者**

なければならない。

(乙の解除権)

受注者

第46条 乙は、次の各号の**いずれか**に該当するときは、**この契約**を解除することができる。

(1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が

解除されないとき。

(3) 甲が**この契約**に違反し、その違反によって**この契約**の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定により**この契約**を解除した場合において**受注者**

て、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求す**発注者**

ることができる。

(解除に伴う措置)

第47条 甲は、**この契約**が解除された場合においては、出来

形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなけれ

受注者

ばならない。この場合において、甲は、必要があると

発注者

認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形

受注者

部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

受注者

3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第39条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第1項前段の出来形

同項

部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第44条又は第44条の2の規定によると

受注者

きにあつては、その余剰額に前払金の**支払い**

支払い

還の日までの日数に応じ年8.25パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第45条又は前

前2条

条の規定によるときにあつては、その余剰額を甲に返

発注者

還しなければならない。

4 乙は、**この契約**が解除された場合において、支給材料が

受注者 **この契約**

あるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければ

発注者

ならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。

この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、乙が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第44条又は第44条の2の規定によるときは甲が定め、第45条又は前条の規定によるときは、乙が甲の意見を聴

いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する乙のとりべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

- 第48条 甲の要求があるときは、乙は工事目的物及び工事材料（甲の支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。甲の要求があるにもかかわらず、乙が保険契約に付さなかったため甲に損害を及ぼしたときは、乙はその損害額を賠償しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約をかける時期、期間、金額等については、甲の定めるところに従うものとし、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

- 第49条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年8.25パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年8.25パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

第 50 条 この契約書の各条項において甲乙協議して定
発注者と受注者とが協議
めるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めた
発注者

ものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲
受注者 発注者と受注者との間
乙間に紛争を生じた場合には、甲及び乙は、建設業法
発注者 受注者
による大阪建設工事紛争審査会（以下次条において
「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解
決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行
に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専
門技術者その他乙が工事を施工するために使用してい
受注者

る下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛
争及び監督職員の職務の執行に関する紛争について
は、第 13 条第 3 項の規定により乙が決定を行った後
受注者

若しくは同条第 5 項の規定により甲が決定を行った後、
発注者

又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第 3 項若しく
発注者 受注者

は第 5 項の期間が経過した後でなければ、甲及び乙は、
発注者 受注者

前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

第 51 条 甲及び乙は、その一方又は双方が前条の審査会
発注者 受注者

のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがな
いと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合
意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に
服する。

(補 則)

第 52 条 この契約書に定めのない事項については、大阪
市契約規則及び大阪市会計規則（**昭和 39 年大阪市規
則第 14 条**）に従うものとし、その他は必要に応じて
甲乙協議して定めるものとする。

発注者と受注者とが協議